

平成 20 年 3 月 24 日

各 位

日本軽金属株式会社

## 防火材料認定仕様と異なる仕様の製品を販売した件に関する 再発防止策等についてのお知らせ

当社および当社子会社日軽パネルシステム株式会社は、平成 20 年 1 月 25 日に公表した「防火材料認定仕様と異なる仕様の製品を販売した件について」（以下「本件問題」という。）に関して、調査・再発防止委員会を設置して実態調査を行い、原因の究明、責任者の処分および今後の再発防止策を策定し、平成 20 年 3 月 19 日付けで、国土交通省に報告いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

本件問題に関しましては、お客様や株主様など多くの関係者の方々に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 調査・再発防止委員会（以下「本委員会」という。）の設置

##### (1) 本委員会設置の目的

本件問題に関する実態調査を行い、原因の究明、責任者の処分および今後の再発防止策を策定する

##### (2) 本委員会の活動期間

平成 20 年 1 月 28 日から同年 3 月 7 日まで

##### (3) 本委員会の構成

本委員会は、日本軽金属㈱の製品安全・品質保証および法務・コンプライアンス関係者 8 名に第三者として弁護士 3 名を加えた計 11 名から構成される。委員長は加藤彰（当社取締役常務執行役員、製品安全・品質保証統括部長）。

##### (4) 調査の方法

- ① 関係者（退職者を含む）へのヒアリング
- ② 社内資料収集および現場立ち入りによる確認
- ③ 日軽パネルシステム㈱の全従業員に対するアンケート

#### 2. 本件問題の経緯と発生原因

##### (1) 経緯

##### ① ヌレートパネルの販売開始

平成 9 年頃のパネル市場では、クリーンルーム用パネル等の内装建材として用途が拡大していた時期であったが、日本軽金属㈱で取り扱っていた準不燃認定品は、比較的納期に時間を要する不燃ボードを芯材とする貼付けパネル（以下「不燃ボードパネル」という。）や生産効率の低い発泡方式の水酸化アルミニウム含有のウレタンパネルしかなかった。

日本軽金属㈱は、平成9年にポリイソシアヌレートフォーム（以下「ヌレート」という。）を発泡芯材とすることにより準不燃認定基準を満たしたパネル（以下「ヌレートパネル」という。）の実用化に成功し、平成10年2月に販売を開始した。しかしながら、ヌレートパネルは、ヌレートの流動性の低さから充填がしにくい形状があることや設備能力面から製作可能なパネルサイズに限界を設けざるを得ないという事情から、製品仕様について次の3つの条件を設定した。

- 1) パネル製作可能範囲 パネル長さ 4100mm以内
- 2) コンセントボックス 1箇所/枚、パイプ直径 19mm等
- 3) 変形パネル等は対応不可

これらの条件を製作範囲とよび、製作範囲を超える仕様の製品については、不燃ボードパネルにて対応することとした。

## ② ウレタンパネル混在の経緯

クリーンルーム用パネルの需要が伸長する中、受注物件の中には製作範囲外の仕様パネルを含んだものも出てくるようになり、納期が迫り製作範囲外製品への対応方法について検討吟味する時間的余裕が無いという事態がしばしば生じていた。

このため当時の工場長は、納期厳守のため、不燃ボードパネル使用のルールが不徹底だったこともあり、製作範囲外の箇所について従来から使用されていて流動性が良いが非認定品である硬質ポリウレタンフォームを芯材とするパネル（以下「ウレタンパネル」という。）での生産に平成11年10月に踏み切ってしまった。これが、ヌレートパネルとウレタンパネルの混在の始まりであり、以後も継続することになる。

平成14年5月には不燃ヌレートパネルの不燃認定を取得し、同年7月から販売が開始されたが、不燃ヌレートパネルにおいても製作範囲外製品にウレタンパネルが使用されていた。

## ③ ウレタンパネル混在の解消

日軽パネルシステム㈱では、受注力強化を目的として、平成15年10月に工場にヌレートパネルの長尺プレス1台を設置した。これにより製作範囲が6000mmまでのヌレートパネルが生産可能となった。

平成16年8月頃になると、当時の工場長（②の工場長と異なる）は、ウレタンパネル混在の問題を解消すべく取組みを開始し、平成16年11月に、準不燃認定製品であるヌレートパネルの製作範囲外の仕様製品の一部についてウレタンパネルを使用していることを日軽パネルシステム㈱社長に報告した。同社長はこの報告を受け、同工場長に対し、早急に適法な方法にて製作される製品に改めるよう指示した。

平成17年2月に不燃ボードパネルの生産体制の改善が完了し、同月受注分から製作範囲外のパネルは、全て不燃ボードパネルで対応することが可能となり、同年4月以降の納入品からはウレタンパネルの混在はなくなった。

## (2) 発生原因

- ① 誤った「納期厳守」を生み出した業務プロセス上の欠陥

当時の受注から生産までのシステムは、営業部門が受注した後、設計部門にて工場向け製作依頼図面（親図）が作図され、工場において親図を生産のための製品図面（バラ図）に分解して始めて製作範囲外の有無が確認されるプロセスであった。このバラ図での確認時点では、既に納期が迫り製作範囲外製品への対応方法について検討吟味する時間的余裕が無いという事態がしばしば生じていた。

② ヌレートパネル発売までの技術検討の不足

本来であればヌレートパネル発売開始前に、ヌレートパネル生産技術や不燃ボードパネルの加工技術の改善による対応力強化といった技術課題を解決しておくべきであったが、こうした努力が不足していた。

③ 製作範囲外の対応ルールの不徹底

製作範囲を超える仕様の製品について不燃ボードパネルにて対応するとのルールはヌレートパネルの開発担当によって周知徹底が図られるべきであったが、技術資料の送付等に止まっており、ルールの主旨が営業・設計・工場の隅々まで理解されているとは言い難い状況であった。

④ 品質管理機能の不足

パネルシステム事業では、製品仕様の変更に関する決裁権限の社内ルールが機能しておらず、結果的に生産部門任せの状況が見られた。また、品質保証担当も、独立した立場からの監視機能が不十分であり、防火材料認定仕様どおりの製作が維持されていることをチェックする機能が欠如していた。

⑤ 法令に関する理解の不足、法令遵守意識の希薄さ

パネルシステム事業に携わる従業員特に営業・工場の幹部層に建築基準法等に対する認識・理解が不足していた。加えて、防火材料認定仕様の遵守よりも納期遵守の意識のほうが優先しており、不正な行為に関与するという意識が浅かった。

⑥ 情報伝達・共有化の不足、組織の閉鎖性

同じ事業部門内ながら、営業、技術、工場等の各部門間のコミュニケーション不足により情報が伝わりにくく、問題意識の共有化も図れないため、本件問題のような重要な問題が事業部門全体で検討されることがなかった。

### 3. 責任者の処分

本件問題に関し責任を明確にするため、すでに経営トップの管理監督責任について処分を実施しているが、その他、本件問題に直接関与した、問題を認識しながら放置した、もしくは監督責任を負うべき立場にあった者については、調査・再発防止委員会の調査結果を踏まえ社内規定に従い「賞罰委員会」等にて処分を決定する。

### 4. 再発防止策

#### (1) 緊急対策

① 日本軽金属グループ全体としての取組み

日本軽金属全グループ会社の全事業部門を「横断」した品質保証体制を確立し、「製品の安全性の確保」のための体制を強化すべく、平成 20 年 1 月 28 日付けで日本軽金属(株)社長直轄の「製品安全・品質保証統括部」を設置した。同統括部を中心とした緊急対策は次のとおりである。

a) 日本軽金属グループの全生産拠点 54 工場において各品質保証責任者

により品質総点検を3月31日までに完了する予定である。

- b) 法令乃至規制適用製品の生産拠点について製品安全・品質保証統括部が3月31日までに品質監査を実施する。
- c) 日本軽金属グループの全関係会社社長、全品質保証責任者、主要な技術開発責任者、主要工場の生産部門責任者に対し、関係法令遵守の徹底および各品質保証体制の強化を指示した。

## ② 日軽パネルシステム㈱における再発防止策

### 1) 品質保証本部を中心とした品質管理の強化

平成20年1月28日付けで、日軽パネルシステム㈱社長直轄の「品質保証本部」を設置し、同本部長に社長が就任した。同本部を中心とした緊急対策は次のとおりである。

- a) 品質保証本部による全製品の緊急品質総点検の実施（2月26日完了）
- b) 日本軽金属㈱の製品安全・品質保証統括部による緊急品質総点検受診（2月12日～13日）
- c) 決裁権限フローの緊急見直しを実施し、適正化を図るとともに情報伝達の徹底を行った。

### 2) 全役員、全社員を対象としたコンプライアンス推進策の実施

- a) 全拠点の部長・支店長・工場長を1月27日に本店に緊急招集し、法令遵守最優先の徹底を図る旨を直接伝達した。
- b) 社外の一級建築士を講師として、防火材料認定制度に重点をおいた建築基準法に関する講習会を2月7日に本店にて実施した。今後、全国拠点にて実施する。
- c) 全従業員に対して無記名アンケートを実施し、本件問題に関連して従業員が「問題がある」と感じていたことや会社へ提言・要望等を抽出した。

## (2) 恒久対策

### ① 日本軽金属グループ全体としての取組み

#### 1) 製品安全・品質保証統括部を中心とした品質管理の強化

- a) 製品安全・品質保証統括部が日本軽金属グループ全品質保証部門を統括、管理するための権限を強化する。
- b) 各品質保証部門の独立性を確保し、不正行為に対する防止機能を強化すると共に重大品質事項に関する報告義務を課する。
- c) 新規製品を上市する場合、その製品の安全性、品質、法令規制への適合性を客観的に評価するための仕組みとして「審査会議」制度を制定し運用する。
- d) 各品質保証部門間のネットワークを構築し、情報収集、支援体制を強化しグループ全体の品質リスク管理体制を強化する。
- e) 各品質保証部門は、関係法令、規則、公的規格の管理プロセスを明確にし、その適合性を定期的にチェックする。
- f) 製品安全・品質保証統括部は年度計画に基づき定期的に全生産拠点の品質監査を実施する。品質監査では法令、規則、公的規格と製品仕様との整合性を確認する。

- 2) グループ・コンプライアンス態勢の抜本的強化
    - a) 経営トップ直轄型のコンプライアンス推進
    - b) 全部門にコンプライアンスリーダーの設置
    - c) グループ取扱い製品に関連する法律・規制の知識取得の徹底
    - d) 内部通報制度（「日軽ホットライン」）の活用促進
- ② 日軽パネルシステム㈱における再発防止策
- 1) 受注から生産にいたる業務プロセスの改善  
納期対応と生産負荷の平準化を図るため、営業情報を受注管理システムを通じて工場の生産管理システムにつなげることにより、物件の内容、製品の納入計画を作成するなど、生産・納期の一元管理を図る。
  - 2) 新製品上市時の安全管理体制  
新製品を上市する場合は、製品安全・法令遵守・品質保証（製作範囲外の対応ルールを含む）に関しての審査会議を開催し、上市可否の審査を行う。
  - 3) 品質保証体制の抜本的強化  
社長を本部長とする品質保証本部は、各部門への品質監査体制を構築し、製品に関する品質管理の強化・徹底を図るとともに、協力会社を含む全生産拠点の品質管理を統括する。また、品質保証本部は、防火材料認定品の継続的性能を保証するため、定期的に認定品の性能評価を実施する。
  - 4) コンプライアンス体制の強化  
本件問題は、経営者を含め会社全体として消費者の観点に立った安全、安心に対する会社全体の意識の不十分さが招いたものであることを認識し、パネルシステム事業を取り巻く法律・規制の意味を十分理解させるべく、社内研修、職場単位のコンプライアンスミーティングを行うなど、コンプライアンス体制の充実・強化を図る。
  - 5) 情報の共有  
営業、技術、工場等の各部門間のコミュニケーション不足を解消すべく、情報伝達ルートの整備、全部門担当者が参加する商品知識の教育、人材交流等により情報の共有化を図る。  
さらに、今般実施した日軽パネルシステム㈱の全従業員に対するアンケートの有用性を認識し、今後も定期的に同様のアンケートを実施することにより、改善の進捗把握を行っていく。

以 上

<お問い合わせ先>

日本軽金属株式会社 広報・IR室 電話：03-5461-9333